震災対策計画編 第3章 震災応急対策計画

目 次

第1節	初動対応	325
第1	職員参集・動員	325
第2	災害対策本部	327
第2節	災害情報の収集・伝達	328
第1	通信手段の確保	328
第2	災害情報の収集・伝達・報告	328
第3	災害情報の広報	331
第3節	応援・派遣	334
第1	自衛隊派遣要請・受入体制の確保	334
第2	応援要請・受入体制の確保	334
第4節	被害軽減対策	335
第1	警備対策	335
第2	避難勧告・指示・誘導	335
第3	緊急輸送	335
第4	消防活動、救助・救急活動、水防活動	344
第5	応急医療	347
第6	危険物等災害防止対策	347
第5節	被災者生活支援	351
第1	被災者の把握	351
第2	避難生活の確保、健康管理	352
第3	ボランティア活動の支援	357
第4	ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供	359
第5	生活救援物資の供給	362
第6	災害時要援護者安全確保対策	364
第7	応急教育	366
第6節	災害救助法の適用	369
第7節	応急復旧・事後処理	370
第1	建築物の応急復旧	370
第2	土木施設の応急復旧	370
第3	ライフライン施設の応急復旧	373
第4	清掃・防疫・障害物の除去	380
笙 5	行方不明者等の捜索	380

第3章 震災応急対策計画

第1節 初動対応

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1 風水害等対策計画編 2 第 2 章第 1 節「組織計画」及び同第 2 節「動員計画」に掲げるポイントを準用 2 地震発生直後の職員の参集 震度 4 ⇒ あらかじめ定められた職員の登庁 震度 5 弱以上 ⇒ (1) テレビ、ラジオ等により状況把握 (2) 自主的に登庁 震度 6 弱以上 ⇒ 動員の命令を待たず、積極的に登庁	各 課 共 通

第1 職員参集・動員

1 計画の方針

市及び防災関係機関は、市内において地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に 進めるための体制を直ちに整えるため、地震発生直後、あらかじめ定められた職員は、業務時間内、 時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務にあたるものとする。

また、動員にあたっては各機関において職員の安否を確認する必要があるため、安否確認の手順 についてあらかじめ定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策計画編2第2章第1節「組織計画」及び同第 2節「動員計画」の定めによるものとする。

2 本部長の職務代理者の決定

災害対策本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てるものとする。ただし、緊急の場合で市長が不在等の場合の本部長の職務代理者は、風水害等対策計画編2第2章第2節「動員計画」の定めによるものとする。

3 自主登庁

職員は、勤務時間外に強い地震(震度5弱以上)を感じた場合は、テレビ、ラジオ等を視聴し状況把握に努めるとともに、自主的に登庁する。

4 義務登庁

勤務時間外に大規模な地震(震度6弱以上)が発生した場合は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、職員は、積極的に登庁するものとする。

5 非常時の措置

職員は、速やかにあらかじめ定められた課所への登庁を目指すこととし、その際、身分証明書、 食糧(3食分程度)、飲料水(水筒)、ラジオ等の携行に努めるものとする。なお、通常利用してい る公共交通機関等が停止することも予想されることから、その際の手段は、自転車、バイク、徒歩 とすること。また、災害により勤務課所への登庁が不能となった場合は、次に基づき行動する。

(1) 参集場所

交通・通信が途絶し、又は利用できないため登庁が不能となった場合は、登庁可能な最寄りの

出先機関等に参集し、当該機関の長の指示を受け災害応急対策に従事する。

(2) 参集した場合の措置

- ア 職員は、当該出先機関等の長に自己の所属課所、職氏名及び勤務課所へ参集できない理由を 報告する。
- イ 当該出先機関等の長は、加入電話が利用できる状態になったときは、前記アにより報告を受けた職員の職氏名及び勤務状況等について当該職員の所属長に速やかに連絡する。

(3) 勤務場所への復帰

出先機関等の長は、災害状況の好転に伴い、非常参集職員の復帰が可能と認める場合は、当該職員に復帰を命ずるとともにその旨を当該職員の所属長に連絡するものとする。

1		登	庁	準	備	職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2		人	命	救	助	職員は、近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策 本部に参集する。
3		登			庁	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、災害対策本部に参集する。 (2) 災害その他により、災害対策本部に参集できない職員は、最寄りの本 市出先機関に参集の上自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよ う努める。
4		被割	手状 涉	己の中	又集	職員は、参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
5		被割	字状 涉	己の幸	报告	(1) 職員は、収集した情報を各対策部長に報告する。 (2) 各対策部長(又は欠席者)は、被害状況を災害対策本部長に集約する。
6	_	緊急	対策	班の約	編成	先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務(※)に あたる。
7		緊急	初動体	は制のは	解除	各災害対応対策活動に必要な要因が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

- ※ 初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。
 - 1 被害状況調査
 - 2 地震等情報調査
 - 3 関係機関等への情報伝達
 - 4 防災用資機材の調達・手配
 - 5 防災行政無線等による住民への情報伝達
 - 6 支援物資調達準備計画の策定
 - 7 安全な避難所への誘導
 - 8 避難所の開設

第2 災害対策本部

風水害等対策計画編2第2章第1節「組織計画」を準用する。

第2節 災害情報の収集・伝達

第1 通信手段の確保

風水害等対策計画編2第2章第5節「通信計画」を準用する。

第2 災害情報の収集・伝達・報告

活動のポイント	関係機関
1 風水害等対策計画編 2 第 2 章第 3 節「気象情報等計画」及び同第 4 節「災害情報の収集・伝達計画」に掲げるポイントを準用 2 被害状況の調査担当者 ⇒ <u>担当部</u>	各 課 共 通

1 計画の方針

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策計画編2第2章第3節「気象情報等計画」及 び同第4節「災害情報の収集・伝達計画」の定めによるものとする。

2 地震情報の収集・伝達

(1) 地震情報の収集

市は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、必要な機関に情報を伝達し最終的に市民に伝えるものとする。

ア 地震情報の発表基準

- (ア) 震度3以上を観測したとき。
- (イ) その他地震に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

イ 地震情報の種類と内容

情報の種類	内容
震 度 速 報	地域震度のお知らせ (震度3以上)
震源に関する情報	震源要素及び規模並びに「若干の海面変動あり」、「津波心配なし」 の付加文
震源及び震度に関する情 報	震源要素及び地震の規模並びに地域震度、市町村震度、上記の付加文
各地の震度に関する情報	震源要素及び地震の規模並びに観測点ごとの震度
震度回数に関する情報	時間当たりに発生した有感地震及び無感地震の回数

(2) 市における措置

- ア 市長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部 伝達組織を整備しておくものとする。
- イ 市長は、情報の伝達を受けたときは、市地域防災計画の定めるところにより、速やかに市民

その他関係のある公私の団体に周知徹底させるものとする。

(3) 地震解説資料の収集

地震発生後、約2時間から半日経過した後に、水戸地方気象台から現に発生している地震現象への理解を深め、今後の対応に役立てるとともに過度の不安を取り除くための情報として地震解説資料が発表される。この情報は、県内で震度4以上の地震が観測されたとき、津波予報が発表されたとき、それまで地震活動が見られなかった地域など小規模な地震が頻発し、特に必要があるとされたときに発表されるものである。市は本情報を必要な機関に伝達するものとする。

(4) 異常現象発見者の通報義務

地割れ等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長または 警察官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官はその旨を速やかに市長に報告し、市長は、水戸地方気象台、県(生活環境部消防防災課)、その他の関係機関に通報しなければならない。

3 被害概況の把握

市、防災関係機関は、地震後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。

- (1) 重点的に把握すべき被害概況
 - ア 火災の状況(炎上、延焼、消防隊の配置)
 - イ 建築物の被害状況(木造住宅の倒壊状況、ブロック塀等)
 - ウ 道路、鉄道の状況(橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱)
 - エ 崖崩れの状況(位置、被災戸数)
 - オ 道路渋滞の状況
 - カ 災害概況
 - キ 人的被害状況
 - ク 災害対策本部設置状況
 - ケ 避難所状況
 - コ 避難勧告・指示・警戒区域設定状況

4 被害情報・措置情報の収集・伝達

- (1) 災害時には、通信・交通網の途絶により、災害情報の収集が、迅速・正確さを欠くおそれがある。このため的確な応急対策がおくれることも予想されるので、市は、災害情報収集体制に関して防災計画に綿密、具体的に定めておくものとする。
- (2) 収集すべき災害情報は、概ね「被害状況等報告」(風水害等対策計画編2第2章第4節「災害情報の収集・伝達計画」参照)に掲げる事項及びその他災害応急対策上、必要と認める事項とするものとする。なお、災害の具体的な状況及び個別の災害現場の概況等を報告する場合又は災害の当初の段階で被害状況が十分把握できない場合には「災害概況即報」(風水害等対策計画編2第2章第4節「災害情報の収集・伝達計画」参照)に掲げる事項とする。
- (3) 市は、収集した情報を整理のうえ、県に報告するとともに、必要に応じ関係機関に伝達するものとする。
- (4) 市は、災害現地調査を次の要領により行うものとする。

ア 市は、速やかなる応急対策を実施するため、迅速的確に被害調査を行い、被害状況を把握す

る必要がある。

- イ 災害発生後,災害応急対策を決定するための被害調査は, あらかじめ定められた部が行う。
- ウ <u>被害調査を実施するにあたっては</u>, 市民の協力を得て, 短時間に被害調査を行い, 調査結果 を総務課を通じて総務部(災害対策本部) に報告するものとする。

5 市の措置

市は、各地区の被害調査員の調査報告に基づき、被害状況を迅速かつ正確に把握するものとする。

(1) 地震発生直後

	情報収集内容	主 要 な 担 当 課		
1	人命危険の有無及び人的被害の発生状況	各課共通		
2	家屋等建物の倒壊状況	建設課、 <u>税務課</u>		
3	火災等の二次災害の発生状況及び危険性	総務課		
4	避難の必要の有無及び避難の状況	総務課、 <u>市民活動課</u>		
5	市民の動向	市民活動課		
6	道路及び交通機関の被害状況	建設課、管理課、 都市計画課		
7	電気、水道、ガス、電話等ライフラインの被害 状況	総務課、水道課、下水道課、環境保全 課		
8	その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項	各課共通		

(2) その後の段階

	情報収集内容	主 要 な 担 当 課		
1	被害状況	各課共通		
2	避難勧告、指示又は警戒区域の設定状況	総務課		
3	避難所の設備状況	社会福祉課、高齢福祉課、子ども福祉 課、学務課、生涯学習課		
4	避難生活の状況	健康増進課、各保健センター		
5	食糧、飲料水、生活必需物資等の供給状況	総務課、市民課、商工観光課		
6	電気、水道、ガス、電話等ライフラインの復旧 状況	総務課、水道課、下水道課、環境保全 課		
7	医療機関の開設状況	総務課、健康増進課、市立病院		
8	救護所の設置及び活動状況	健康増進課、市立病院		
9	傷病者の収容状況	健康増進課、市立病院		
10	道路及び交通機関の復旧状況	総務課、 <u>管理課、建設課</u>		

第3 災害情報の広報

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
1 風水害等対策計画編2第2章第6節「広報計画」に掲げるポイントを準 用	
2 広報内容 ⇒ (1)火災、犯罪等防止の呼びかけ、(2)避難勧告・指示の 内容、(3)被害状況、鉄道・バスの運行状況、(4)避難所、 救護所の開設状況	総 務 部 市 長 公 室
3 各種情報に最も有効な伝達手段 (1)被害状況 ⇒ 防災行政無線、広報車 (2)生活情報 ⇒ 防災行政無線、広報車、立看板・掲示板、情報紙、新	消 防 本 部 消 防 団
(2) 生活情報 → 防災行政無線、広報車、立有板・掲小板、情報紙、制聞折り込み (3) 安否情報 → 立看板・掲示板、情報紙、新聞折り込み	

1 計画の方針

震災時における市民の適切な行動と人心の安定及び秩序の維持を図るため、市は、災害及び応急対策の状況等を迅速・的確に周知するよう震災時における広報計画を作成し、広報活動を行うとともに、災害の終息後は、人心の安定と速やかな復旧を図るため、公聴活動を展開し、市民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策計画編2第2章第5節「広報計画」の定めに よるものとする。

2 広報内容

(1) 被災地住民に対する広報内容

市は、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、消防団等を利用して、被災地の住民の行動に必要な次の事項について広報活動を実施するものとする。また、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ア 火災防止の呼びかけ (通電火災の防止、ガス漏れの警戒、放火警戒等)
- イ 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- ウ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- エ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- オ 近隣の助け合いの呼びかけ
- カ 公的な避難所、救護所の開設状況
- キ 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- ク 鉄道、バスの被害状況、運行状況
- ケ 救援物資、食糧、水の配布等の状況
- コ し尿処理、衛生に関する情報
- サ 被災者への相談サービスの開設状況
- シ 遺体の安置場所等の情報
- ス 臨時休校等の情報
- セ ボランティア団体からの連絡
- ソ 全般的な被害状況

タ 防災関係機関が実施している対策の状況

(2) 被災地外の住民に対する広報内容

市は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等によるものとする。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ア 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- イ 流言・飛語の防止の呼びかけ
- ウ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- エ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ (被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- オ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- カ 全般的な被害状況
- キ 防災関係機関が実施している対策の状況
- 3 独自の手段による広報

市、防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して市民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

- (1) 防災行政無線(同報系)
- (2) 防災ヘリコプターによる呼びかけ
- (3) 広報車による呼びかけ
- (4) ハンドマイク等による呼びかけ
- (5) ビラ等の配布 (新聞折込,情報紙等)
- (6) インターネット (メール,ホームページ,ソーシャル・ネットワーキング・サービス)
- (7) 立看板, 揭示板
- 4 報道機関への対応
 - (1) 報道活動への協力

市は、報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、可能な範囲で提供するものとする。

- (2) 発表
 - ア 震災に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告 に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、**予め定めた** 様式に基づき、速やかに実施するものとする。
 - イ 発表は、原則として**本部長又は各部長**が実施するものとする。なお、発表<u>を行う</u>場合は、あらかじめ災害対策本部動員班長に発表事項及び発表場所等について<u>調整する</u>ものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。
 - ウ 指定公共機関及び指定地方公共機関が震災に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則 として災害対策本部動員班長と協議の上実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、 発表後速やかにその内容について報告するものとする。

エ 災害対策本部動員班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

(3) 協力依頼

市は、災害広報の必要が生じた場合、県を通じ報道機関に対し協力を依頼するものとする。

5 自衛隊等への広報要請

市、防災関係機関は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

第3節 応援・派遣

第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

風水害等対策計画編2第2章第25節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」を準用する。

第2 応援要請・受入体制の確保

風水害等対策計画編2第2章第26節「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」及び 同第28節「防災へリコプター要請計画」を準用する。

第3 他都道府県(市町村)被災時の応援(追加)

1 計画の方針

市は、他都道府県(市町村)で発生した地震において、自力による応急対策等が困難な場合には、相互応援協定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施する。

2 他都道府県(市町村)への派遣

市は、他都道府県(市町村)において地震災害が発生し、または発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難のため応援要請がされた場合には、災対法及び災害時相互応援協定に基づき、他都道府県(市町村)に対し応援を実施するものとする。

ただし、緊急を要し要請を待つ暇がないと認められる場合は、自主的に他都道府県(市町村)に応援をすることができるものとする。

第4節 被害軽減対策

第1 警備対策

風水害等対策計画編2第2章第9節「災害警備計画」を準用する。

第2 避難勧告・指示・誘導

風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」を準用する。

第3 緊急輸送

活動のポイント	関係機関
 被害を受けた道路、橋梁及び交通状況の把握輸送の方法 ⇒ (1)車両、(2)鉄道、(3)ヘリコプター輸送の順位 ⇒ (1) 生命の安全確保に要するもの (2) 災害の拡大防止に要するもの (3) 災害応急対策に要するもの (3) 災害応急対策に要するもの 緊急啓開道路の確保 市有車両の集中管理及び配車 ⇒ 総務部管財班 車両の確保 (1) 市有車両、公共的団体の車両、営業車両、その他自家用車 (2) 他市町村、県へ協力要請 緊急通行車両の確認の申請 	総 務 部 都 市 建 設 部 笠 間 警 察 署
市長 ⇒ 知事又は公安委員会(県警察本部又は笠間警察署) 6 地震発生時の運転者のとるべき措置 (1) 走行中 ⇒ ①道路の左側へ停止 ②カーラジオ等による情報収集 ③エンジンキーはつけたままとし、ドアはロックしない (2) 避難用自動車の使用禁止	

1 計画の方針

震災時における応急対策の実施にあたり必要な人員、物資、資機材等を迅速かつ的確に輸送するため、道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。また、保有車両等を動員し、状況により運送関係業者等の保有する車両等を調達して緊急輸送体制を確保するとともに、関係機関の協力を得て被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的として交通規制を迅速・的確に実施する。

2 緊急輸送の実施

緊急輸送は、次の優先順位に従って行うものとする。

- (1) 総括的な輸送順位
 - ア 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
 - イ 災害の拡大防止のために必要な輸送
 - ウ その他災害応急対策のために必要な輸送
- (2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

ア 第1段階(地震発生直後の初動期)

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (4) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (ウ) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者
- (エ) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階(応急対策活動期)

- (ア) 前記アの続行
- (イ) 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- ウ 第3段階(復旧活動期)
 - (ア) 前記イの続行
 - (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
 - (ウ) 生活用品
 - (エ) 郵便物
 - (オ) 廃棄物の搬出

3 緊急輸送道路の指定

県は、陸上及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地震被害想定結果や地域の現況等に基づいて、あらかじめ、隣接県の主要道路と、県内の防災拠点及び緊急輸送拠点とそれらを結ぶ緊急輸送道路を選定し、緊急輸送道路の指定を行っている。

市内における県指定の緊急輸送道路は、次表のとおりである。

第一次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起 点 側	終 点 側
	(一般国道)		
50	国 道 5 0 号	笠間市福原(桜川市境)から	笠間市小原(水戸市境)まで
355	国道355号	笠間市市野谷(石岡市境)から	笠間市寺崎国道50号交差まで
	(主要地方道)		
1	宇都宮・笠間線	笠間市片庭(茂木町境)から	笠間市 <u>石井</u> まで
43	茨城・岩間線	東茨城郡茨城町小幡国道6号分岐から	<u>笠間市</u> 泉国道355号交差まで
	(市 道)		
<u>171</u>	笠間市道0113号線	笠間市下市毛国道355号交差から	<u>笠間保健サービスセンターまで</u>

第二次緊急輸送道路

路線番号	路線名	起	点	側	終	点	〔 側
	(一般国道)						
355	国道355号	笠間市押辺主9 岐から	更地方法	道水戸岩間線分	笠間市下郷国	道355	号交差まで

<u>16</u>	大洗・友部線	笠間市仁古田 (茨城町境) から	笠間市橋爪国道355号交差まで
30	水戸・岩間線	笠間市押辺国道355号 バイパス分岐から	笠間市泉国道355号交差まで
39	笠間・緒川線	笠間市金井国道50号分岐から	笠間市飯田(城里町境)まで
52	石岡・城里線	水戸市鯉渕主要地方道 水戸・岩間線分岐から	水戸市杉崎国道50号交差まで
61	日立・笠間線	笠間市大橋(城里町境)から	笠間市笠間国道50号交差まで
64	土浦・笠間線	笠間市福原(石岡市境)から	笠間市福原国道50号交差まで
	(一般県道)		
105	友部・内原線	笠間市南友部県道杉崎・友部線分岐 から	水戸市鯉渕主要地方道水戸岩間線交 差まで
193	杉崎・友部線	水戸市三湯国道50号分岐から	笠間市大田町国道355交差まで
	<u>(市 道)</u>		
<u>172</u>	笠間市道3003号線	<u>笠間市石井主要地方道宇都宮笠間線</u> <u>交差から</u>	笠間市役所笠間支所まで

4 緊急輸送道路の確保

(1) 被害状況の把握

市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急道路上の障害物の状況を迅速、かつ、的確に把握するため、組織機能を有効に活用して調査を実施し、調査結果を各関係機関に連絡する。

(2) 緊急輸送道路啓開の実施

市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急道路上の障害物の状況を把握し、速やかに 水戸土木事務所に報告する。また、県指定の緊急輸送道路と、災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点とを結ぶ市道について啓開し、応急対策の実施体制の確 保を図るものとする。

(3) 啓開資機材の確保

市は、市保有の資機材及び市内関係業者、関係機関から資機材を調達し道路を啓開する。

5 輸送車両等の確保

(1) 市保有車両

市が保有する車両の種類等は、別表1のとおりである。

(2) 車両の借上げ

市保有車両で不足する場合、市は、別表2に掲げる市内の運送関係業者等に協力を依頼し調達を図るものとする。

(3) 借上げ車両等をもってしてもなお必要な輸送が確保できないときは、茨城県トラック協会や茨城交通㈱あるいは近隣市町村又は県に協力を要請するものとする。

また、地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、知事に防災へリコプター等による輸送を要請するものとする。また、必要により、県に自衛隊の派遣を要請するものとする。

6 緊急通行車両の確認

公安委員会が災対法第76条による通行の禁止又は制限を行った場合、市長は、知事又は公安委員会(県警察本部又は笠間警察署)に対して、緊急通行車両の確認を申請し、認定を得て緊急通行を

実施する。

<u>なお、公安委員会では、緊急通行車両についてあらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に審査し災害時に速やかに標章等の交付を図ることとしているので、事前に届け出を行ってお</u>くものとする。

(1) 申請手続

緊急通行車両であることの確認を受けるときは、市長は、緊急通行車両確認申請書を県(消防 防災課)又は公安委員会(県警察本部又は笠間警察署)に提出する。

(2) 緊急車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両の認定を受けた場合は、知事又は公安委員会から交付される標章(様式第1号) 及び証明書(様式第2号)を、車両の前面の見易い位置に貼付及び携行して輸送を実施する。

7 交通規制の実施責任者

災害により交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び警察署は、密接な連携のもとに適切な処置をとるものとする。

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 長	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができ	災対法第76条
警察		る。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑 を図るため必要があると認める場合、通行禁止その他の 交通規制をすることができる。	道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第4条第1項
奈	警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制の うち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
	警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において 交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路 における危険を防止するため必要があると認めるときは、 必要な限度において当該道路につき、一時歩行者又は車両 等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項

8 交通規制の実施

- (1) 市道における道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をするものとする。この場合には警察、関係機関と緊密な連絡をとり行うものとする。
- (2) 市道以外の道路施設でその管理者に通知し、規制するいとまがないときは、笠間警察署に通報して、道路交通法に基づく規制を実施し、又は市が災対法第63条により警戒区域を設定し、立入制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行うものとする。

9 迂回路の選定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、

交通の混乱を未然に防止するものとする。

10 緊急交通路の交通規制

災対法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急 通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。同法 の規定に基づく標識の様式は、様式第3号のとおりである。

11 広報

道路交通の規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者に対し広報することにより、一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。また、あわせて近隣市町村に対しても速やかに規制の内容を通知するものとする。

12 通行禁止等における義務及び措置命令

(1) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

(2) 措置命令等

ア 警察官の措置命令等

- (ア) 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある 場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。
- (4) 命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置を とることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを撤去することができ る。

イ 自衛官の措置命令等

自衛官は、警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又 は自らその措置をとるものとする。

ウ 消防吏員の措置命令等

消防吏員は、警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、 又は自らその措置をとるものとする。

13 被災地への流入車両の制限

県警察本部は、震災発生直後において、速やかに被災地を中心とした一定区域内への緊急通行車 両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

14 運転者のとるべき措置

(1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

- イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に 応じて行動すること。
- ウ 車両をおいて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道 路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは 付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- エ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車

しないこと。

- (2) 避難のために車両を使用しないこと。
- (3) 災対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等(交通規制が行われている区域 又は道路の区間をいう。以下同じ。)における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、 同区域等内に至る運転者は次の措置をとること。
 - ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外 の場所
 - (イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通 行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。
- 15 災害救助法による実施基準
 - (1) 輸送の範囲

ア 被災者の避難 オ 死体の捜索

イ 医療及び助産 カ 死体の処理

ウ 被災者の救出 キ 救援物資の輸送

エ 飲料水の供給

(2) 費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

別表 1

公用自動車保有台数

所 属	乗用車	ワゴン	ライトバン	トラック	バス	軽乗用	軽トラ	軽貨物	作業車	ダンプ	その他	合計
市長公室	<u>3</u>		<u>1</u>									<u>4</u>
総務部	<u>10</u>	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>2</u>	3	<u>19</u>	<u>4</u>	<u>4</u>		<u>2</u>		<u>57</u>
市民生活部	<u>2</u>		<u>1</u>				<u>1</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>1</u>		<u>8</u>
福 祉 部	<u>1</u>		<u>6</u>		<u>1</u>	<u>14</u>		3				<u>25</u>
保健衛生部	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>			<u>8</u>		<u>4</u>				<u>15</u>
産業経済部	3	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	1		3				<u>14</u>
都市建設部			<u>6</u>	<u>1</u>		<u>3</u>		<u>5</u>	<u>2</u>	<u>2</u>		<u>19</u>
上下水道部	<u>2</u>	3	<u>7</u>	<u>2</u>		<u>5</u>		<u>5</u>				<u>24</u>
議会事務局	<u>1</u>											<u>1</u>
農業委員会	<u>1</u>											<u>1</u>
教育委員会	<u>6</u>	<u>2</u>	<u>7</u>	<u>1</u>		<u>8</u>	<u>3</u>	8		<u>1</u>		<u>36</u>
消防本部		<u>1</u>									<u>2</u>	<u>3</u>
合 計	<u>30</u>	<u>16</u>	<u>38</u>	7	<u>5</u>	<u>58</u>	<u>8</u>	<u>34</u>	<u>3</u>	<u>6</u>	<u>2</u>	<u>207</u>

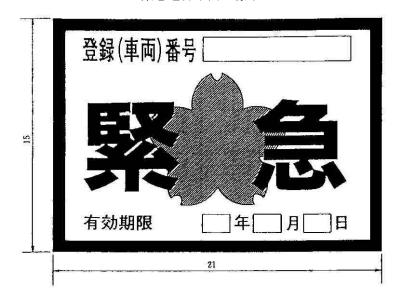
別表2

運送関係業者等

業 者 名	住 所	電 話 番 号		
日本通運株式会社水戸支店	水戸市梅香1-5-15	029-224-3111		
茨城交通株式会社	水戸市袴塚3-5-36	029-251-2331		
㈱水戸線通運	笠間市稲田3888-25	0296-74-4881		
㈱青木商会	笠間市本戸403-1	0296-74-3604		
㈱長谷川通商	笠間市来栖1320	0296-73-0300		
笠間運送店	笠間市大町1083-1	0296-72-3792		
高木電設(有)	間市笠間1025-4 0296-72-0666			
(有)平野商事	笠間市笠間2543-1 0296-72-2594			
㈱さしろ	笠間市大渕859	0296-72-4503		
(有)石井物流システム	笠間市飯合135	0296-74-2488		
市毛運送(有)	笠間市橋爪203-5	0296-77-2817		
太平洋陸送㈱	笠間市南友部1966-5	0296-77-1183		
㈱フェニックス物流	笠間市平町1422-4	0296-78-2420		
白帆ロジテム㈱	笠間市大古山469	0296-71-2666		

様式第1号

緊急通行車両の標章



備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第2号

証 明 書

第 号	緊急(通行	庁・輸送) 車両確認証明書		年 月 知 事 公安委員会	F F
番号標に表示さ れている番号					
車両の用途(緊急 輸送)を行う車両 にあっては、輸 送人員又は品名)					
使 用 者	住 所	()	局	番
区 川 省	氏 名				
通行日時					
通行経路	出 発 地	経 由 地		目 的 地	
地 1) 柱 路					
備考					

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

様式第3号



備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白地とする。

- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の 2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第4 消防活動、救助·救急活動、水防活動

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
 1 風水害等対策計画編2第2章第7節「消防活動計画」に掲げるポイントを準用 2 救助資機材の調達 ⇒ 民間の建設業者等に協力要請 3 応急救護所の設置 ⇒ 医療機関、消防団、ボランティア団体等に協力要請 	総 保 健 衛 生 部 市 立 病 院 消 防 本 部 消 防 本 司 明

1 計画の方針

地震発生時において出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施し、また 消防団の活動体制の整備充実及び消防相互応援体制等の促進に努め、市民の生命及び財産を保護し、 被害を軽減するものとする。

2 消火活動

(1) 消防機関による消火活動

ア 情報収集、伝達

(ア) 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(イ) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援申請等の手続きに 遅れのないよう努める。

イ 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。

(ア) 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火 活動を行う。

(イ) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を 行う。

(ウ) 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

(エ) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

- (オ) 火災現場活動の原則
 - ・出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保 した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

- ・火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火 災を鎮圧する。
- ・火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

ウ 応援派遣要請

市は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき笠間市 消防本部を通じて他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく 応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を 依頼する。

エ 応援隊の派遣

市は、消防相互応援協定及び知事の指示により応援隊の派遣要請があった場合は、緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

(2) 自主防災組織等による消火活動

ア 出火防止

市民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

イ 消火活動

市民及び自主防災組織等は、消防機関に協力しまたは単独で地域での消火活動を行うよう努めるものとする。また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努めるものとする。

3 救助・救急活動

(1) 消防機関による救助・救急活動

ア 情報収集、伝達

(ア) 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(イ) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援申請等の手続きに 遅れのないよう努める。

イ 救助・救急要請への対応

地震後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に 基づき次の組織的な対策をとる。

- (ア) 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的 な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。
- (4) 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に 救助・救急活動を行う。

ウ 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行うものとする。

エ 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、消防団、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。

オ 後方医療機関への搬送

- (ア) 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行 い医療機関に搬送する。
- (4) 消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療 困難な場合も考えられるため、茨城県救急医療コントロールセンターから、各医療機関の 応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。
- (ウ) 県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的 に活用を図る。

力 応援派遣要請

市は自らの消防力で十分な活動が困難である場合は、消防相互応援協定に基づき笠間市消防本部を通じて他の消防本部に対して応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対して電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

キ 応援隊の派遣

市は、消防相互応援協定及び知事の指示により応援隊の派遣要請があった場合は、緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救助救急活動を行う。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた救助・救急計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

(2) 自主防災組織等による救助・救急活動

市民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

4 水害防止活動

震災時における水防活動は、水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

(1) 市の措置

地震が発生した場合、ダム、ため池、河川等の堤防、護岸の決壊、または放流による洪水等による浸水の発生が予想されるので、市長は、地震(震度4以上)が発生した場合は、水防計画またはその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置くものとする。

第5 応急医療

風水害等対策計画編2第2章第17節「医療・助産計画」を準用する。

第6 危険物等災害防止対策

1 計画の方針

地震による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

2 危険物等流出対策

地震により危険物等施設が損傷し、河川等に大量の危険物等が流出または漏洩した場合は、市及 び県並びに危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

(1) 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を 把握し、市、県等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について 相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

(2) 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ 定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェ ンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

(3) 市、県の対応

市は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

県は、市町村から危険物等流出の連絡を受けた場合には、防災関係機関と連携を図り、速やか に応急処置を実施する。

(4) 地域住民に対する広報

地震等により危険物等流出事故が発生した場合、地域住民の安全を図るため次により広報活動 を実施する。

ア 危険物等取扱事業所

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに市、 県、防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。

イ 市、県

市は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

県は、災害の状況、応急対策の状況等について関係機関と連絡を密にし、県防災へリコプター等により広報をするとともに、ラジオ・テレビ放送等報道機関の協力を得て周知を図る。

3 石油類等危険物施設の安全確保

(1) 事業所における応急処置の実施

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに 基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

(2) 被害の把握と応急措置

市は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

県は、市町村からの要請に応じ、応援部隊の派遣要請・指示等の措置を講じる。

4 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

(1) 防災活動の実施

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は地震発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

(2) 災害情報の収集

県及び県高圧ガス保安協会は、地震発生時には、被災事業所と密接な連携を図りつつ、被災情報の収集に努めるとともに、関係機関等に対し速やかに情報を伝達する。

(3) 高圧ガス取扱施設及び液化石油ガス販売事業所間の相互応援体制の活用 県及び県高圧ガス保安協会は、高圧ガス取扱事業所間及び液化石油ガス販売事業所間の相互応 援体制が円滑に機能するよう連絡調整を行う。

5 毒劇物取扱施設の安全確保

(1) 施設の調査

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物または劇物のタンク及び配管に異常がないかどうかの点検を 行う。

施設外への毒物または劇物の流出等をおこす恐れがある場合、または流出等をおこした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、管轄保健所、警察署または消防機関に連絡し、併せて、市に連絡する。

(2) 施設付近の状況調査及び住民の避難誘導

市は、毒物または劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。

また、市は、警察署、消防機関と協力のうえで住民への広報活動及び避難誘導を行う。

(3) 流出等のあった毒劇物の処理

県は、市から毒物または劇物の流出等の連絡を受けた場合には、消防機関等関係機関と連携を 図り、毒物または劇物の中和、希釈等の応急措置を講じ、被害の拡大を防止する。

第7 燃料対策(追加)

1 計画の方針

<u>災害時においても、県や市の庁舎や災害拠点病院等の重要施設の自家発電用燃料、応急対策を実施</u> する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。 <u>このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給</u>油所の開設等を、迅速・的確に実施するものとする。

2 連絡体制の確保と情報の収集

(1) 連絡体制の確保

県,市及び県石油業協同組合は、震災発生直後、予め連絡手段が使用可能な状態にあるか確認 を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

(2) 給油所の被災状況の確認

県は、県石油業協同組合を通じ、組合加盟給油所の被災状況を確認する。

(3) 燃料の供給状況の確認

県は、県石油業協同組合を通じ、組合加盟給油所の燃料の調達の状況や、石油元売各社の状況 について確認を行う。

3 重要施設への燃料の供給

(1) 重要施設の燃料供給状況の確認

県は、災害発生に伴う停電が発生した場合に、予め指定した重要施設の燃料の備蓄状況を定期的に確認し、県石油業協同組合と情報を共有する。

(2) 重要施設への燃料の供給

重要施設は、燃料の備蓄が不足し、電力等の供給が滞る可能性がある場合には県に対し、その 旨を報告する。県は重要施設からの報告に基づき、県石油業協同組合に対し、燃料供給の依頼を 行う。

4 災害応急対策車両への燃料の供給

(1) 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

県及び市は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、県石油業協同組合に対し、予め指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を 行うよう依頼する。

(2) 「災害時緊急給油票」の発行

県,市及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施 するのかわかるような表示を行っておくこととする。

(3) 緊急車両への燃料の供給

<u>災害応急対策車両専用・優先給油所は災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持参した</u> 車両に燃料の供給を行う。

<u>災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用者が専用・優先給油所にお</u>いて給油を行う場合には、予め定めるルールに従い給油を受けるものとする。

5 燃料の確保

県は、重要施設や災害応急対策車両の燃料の調達が困難であると判断した場合には、国に対し燃料 の確保を依頼する。

6 市民への広報

県及び市は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、県民に対し、燃料の供給状況や今

後の見込み等について定期的に情報を提供する。

第5節 被災者生活支援

第1 被災者の把握

関係機関 総 務 部

1 計画の方針

地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが 必要である。特に、救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、 義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十 分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、被災者の把握に関 わる業務を積極的に行っていくものとする。

2 避難者の把握

(1) 登録窓口の設置

市は、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。

(2) 避難者等の調査の実施

市は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事や物資のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

ア 調査体制の整備

市は、救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害 弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施でき るようあらかじめ調査体制を整備する。

(ア) 調査チームの編成

被災者状況、建物被害等を把握するため、関係部局の職員やボランティア等からなる調査 チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

(イ) 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ定めておくものとする。

イ 調査の実施

市は、アに基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。

ウ 調査結果の報告

市は、調査結果を統括し、救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、 義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について県に対し調査結果 を報告する。

第2 避難生活の確保、健康管理

活 動 の ポ イ ン ト	関係	機関
1 風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」に掲げるポイントを準用 2 避難所の開設 (1)避難所の周知徹底 (2)避難所に必要な食糧及び資機材の備蓄 (3)学校における長期避難時の留意事項 ア 避難者と児童・生徒との住み分け イ 避難者のプライバシーの確保	各課	共 通

1 計画の方針

風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」を準用するが、避難施設は、耐震構造、収容人数等を考慮し定めるものとする。また、その場所を平素より住民に周知徹底するものとする。

市は、避難所に必要な食糧及び資機材等をあらかじめ備蓄し、又は必要な時に直ちに配備できるよう準備に努めるものとする。

なお、避難する際には避難施設に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認しておくとともに、避難所の出入口の段差の解消等災害時要援護者への配慮を図っていくものとする。また、避難所が学校である場合は、立入禁止区域を設定し、学校機能の回復を図るため、避難者と児童・生徒との住み分けを行うものとする。

不特定多数の被災者を収容する場合、感染症疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

2 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

市は、被害状況により避難所を設置する必要があると認められる時は、次により避難所を開設する。

さらに、市は、高齢者等災害時要援護者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。

ア 基本事項

(ア) 対象者

- ① 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- ② 現に災害に遭遇(旅館の宿泊人、通行人等)した者
- ③ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

(イ) 設置場所

- ① 避難所としてあらかじめ指定している施設 (風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」参照)
- ② 広域避難地等に設置する小屋、テント等の野外収容施設

(ウ) 災害救助法による設置費用の範囲及び限度額

費用の範	i囲	・賃金職員等雇上費・消耗器材費・建物、器物等使用謝金・燃料費・仮設トイレ及び炊事場の設置費等・衛生管理費				
限度額	基本額	避難所設置費 1人1日当たり300円以内				
似反領	加算額	冬期(10月~3月)についてはその都度定める額				

(エ) 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認(厚生労働大臣の同意を含む。)を受ける。

イ 避難所開設の要請

市は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

ウ 避難所開設の報告

市は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- (ア) 避難所開設の目的
- (イ) 箇所数及び収容人員
- (ウ) 開設期間の見込み

(2) 避難所の運営

市は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、公営住宅や空屋等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難場所の早期解消に努める。さらに必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。

(3) 避難所における市民の心得

避難所に避難した市民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、市民に周知を図るものとする。

- ア 自治組織の結成とリーダーへの協力
- イ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの遵守
- ウ 災害時要援護者への配慮

エ プライバシーの保護

オ他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(4) 福祉避難所における支援

ア 福祉避難所の指定

要援護者は、心身の状態や障害の種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、 症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、要援護者に配慮した福祉避難所を事前に 指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する必要がある。

イ 福祉避難所の整備

<u>避難生活が長期にわたることも想定し、要援護者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。</u>

ウ 福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、 要援護者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

エ 食料品・生活用品等の備蓄

市は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

オ 福祉避難所の開設

<u>市は、一般の避難所において適応が困難な要援護者から福祉避難所開設の要望があった場合は、</u>対応可能な福祉避難所を開設するものとする。

カ 福祉避難所開設の報告

市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する

- (7) 福祉避難所開設の目的
- (イ) 箇所名,各対象収容人員(高齢者,障害者等)
- (ウ) 開設期間の見込み
- 3 避難所生活環境の整備
 - (1) 衛生環境の維持

市は、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。

(2) 対象者に合わせた場所の確保

市は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障害者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて市は福祉避難所を設置する。

(3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

市は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の 保健指導や健康教育を行う。

- (4) 避難所における動物の適正飼養に係る配慮
- <u>災害時における愛玩動物の保護及び飼養は、原則愛玩動物の所有者・管理者が行うものとする。</u>

 市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、愛玩動物の取扱いについては、県等の関係機関と協働して適正飼養の支援に努める。

4 健康管理

(1) 被災者の健康(身体・精神)状態の把握

ア 市は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所<u>において被災者の</u>健康 (身体・精神) 状態や精神状態の把握及び健康相談を行う。

- イ 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスに おいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。
- ウ 高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援し、必要に応じて栄養指導 を実施する。
- エ エコノミークラス症候群 (深部静脈血栓塞栓症) や生活不活発病等二次的健康障害防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。
- オ 継続的内服が必要な者で内服薬を被災により紛失した者等に対し,適切に対応する。
 - 力 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、 レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
 - <u>キ</u> 市は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。
- (2) 要援護者の把握

市は、<u>避難者の中から要援護者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難</u> 所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

(3) 関係機関との連携の強化

市は、<u>支援を必要とする高齢者、障害者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス</u>、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

- 5 精神保健、心のケア対策
 - (1) 心のケア活動の実施
 - ア 県は、精神保健福祉センター(以下「センター」という。)及び保健所に心の健康相談窓口 を設置するとともに、各種広報媒体を活用し、広報を図る。
 - また、県は市の要請もしくは必要に応じ、国や関係団体へ心のケアチームの派遣を要請する。 心のケアチームは、巡回相談チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたるとと もに、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、地域の被災者のケアを行っている職員の 精神的ケアを行う。
 - イ センターは、原則として、心のケア活動の情報の収集および心のケア活動を行う関係者への 情報の提供(FAXニュース等)を一元的に行う。

<u>また、センターは、保健所、心のケアチーム等との連絡、調整を行うものとし、被災地の保健・</u> <u>医療の現況、実施にあたっての治療、ケアの方針等を示す。</u>

- ウ 保健所及び市は、連携して次のことを実施する。
- (7) 第一段階
 - ・心の健康相談、巡回相談チームによる避難所への巡回診療及び訪問活動
- ※必要に応じ心のケアチームによる巡回診療
- (イ) 第二段階(近隣の精神科医療機関による診療再開)
- ・長期の継続が必要なケースの把握、対応
- (ウ) 第三段階
- ・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動
- ・PTSD(心的外傷後ストレス障害)への対応
 - エ 保健所及び市は、特に、心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子供、

<u>障害者</u>, 外国人に対しては十分配慮するとともに, 適切なケアを行う。 オ 心のケアに対する正しい知識の普及を図るため, センターは「心のケア」や「PTSD」に 関するパンフレット等を作成し, 保健所及び市町村を通じて被災者に配付する。

第3 ボランティア活動の支援

関係機関 総務部

1 計画の方針

大規模な震災が発生した場合、震災応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市及び防 災関係機関だけでは、十分にできないことが予想される。

このため、県及び市は、被災者の生活支援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図るものとする。

- 2 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営
 - (1) 受入体制の確保

災害発生後直ちに、市社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置するとともに、県社旗福祉協議会にボランティア支援本部を設置して、ボランティアの受入体制を確保する。

- (2) 「受入れ窓口」の運営
 - ア ボランティア現地本部における活動内容

市社会福祉協議会が運営するボランティア現地本部における主な活動内容は、次に示す通りである。

- (ア) 被災者ニーズの把握、市からの情報収集
- (イ) ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
- (ウ) ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- (エ) ボランティアの受付
- (オ) ボランティア連絡会議の開催
- (カ) 市との連絡調整
- (キ) ボランティア活動のための地図及び在宅援護者のデータ作成・提供
- (ク) ボランティア支援本部へのボランティアの応援要請
- (ケ) その他被災者の生活支援に必要な活動
- 3 ボランティア「受入れ窓口」との連携協力
 - (1) ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携

市は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し市とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動及び広報活動を行う。

(2) ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次の通りとする。

- ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- イ 避難生活者の支援(水汲み、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等)
- ウ 在宅者の支援(高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等)
- エ 配送拠点での活動(物資の搬出入、仕分け、配布、配達等)
- オ その他被災者の生活支援に必要な活動
- (3) 活動拠点の提供

県及び市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行なわれるよう、必要に応じてボランティ

アの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

(4) ボランティア保険の加入促進

県及び市は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険への加入を<u>推進</u>するとともに、ボランティア保険の<u>広報、</u>助成に努める。

第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

関係機関 総務部

1 計画の方針

地震後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくためには、きめ細やかで適切な情報提供を行う。また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

2 ニーズの把握

(1) 被災者のニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、市民代表、民生委員、ボランティアとの連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- ア 家族、縁故者等の安否
- イ 不足している生活物資の補給
- ウ 避難所等の衛生管理(入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等)
- エ メンタルケア
- オ 介護サービス
- カ 家財の持ち出し、家の片付け、引越し(荷物の搬入・搬出)
- (2) 高齢者等災害時要援護者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者(寝たきり、独居)、障害者等のケアニーズの把握については、県職員・市職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努めるものとする。

- ア 介護サービス(食事、入浴、洗濯等)
- イ 病院通院介助
- ウ 話相手
- エ 応急仮設住宅への入居募集
- オ 縁故者への連絡
- 3 相談窓口の設置
 - (1) 総合窓口の設置

市は、(2)に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を**速やかに**設置し、県、市、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

<u>この総合窓口は、震災被害の程度や原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。</u>

(2) 各種相談窓口の設置

市は、被災者のニーズに応じて以下のような相談窓口を設置する。

<u>これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の</u>協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

- ア 生命保険、損害保険(支払い条件等)
- イ 家電製品 (感電、発火等の二次災害)
- ウ 法律相談(借地借家契約、マンション修復、損害補償等)
- エ 心の悩み(恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等)
- 才 外国人(安否確認,震災関連情報等)
- 力 住宅(仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事)
- キ 雇用、労働(失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等)
- ク 消費(物価、必需品の入手)
- ケ 教育 (学校)
- コ 福祉(身体障害者、高齢者、児童等)
- サ 医療・衛生(医療、薬、風呂)
- シ 廃棄物 (ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体)
- ス 金融(融資、税の減免)
- セ ライフライン (電気、ガス、水道、下水道、電話、交通)
- ソ 手続き (罹災証明、死亡確認等)

タ 複合災害に関する相談(例:原発事故に伴う健康・避難・風評被害等)

4 生活情報の提供

各機関は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を各種媒体を活用して積極的に提供する。

(1) テレビ、ラジオの活用

県内のテレビ、ラジオ局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、視聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努める。

(2) メール配信サービスの活用

市が提供するメール配信サービスを活用し、災害情報の提供を行うとともに、登録者の増加を 図る。

(3) インターネットの活用

<u>市ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス等</u>を活用して、被災者に不可欠な 生活情報の提供を行う。

(4) ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT,電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

(5) 震災ニュースの発行

様々な生活情報を集約して, <u>新聞折込や</u>新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ, 震災ニュースとして, 市民, 避難所, 各関係機関等に広く配布する。

(6) 臨時FM局の設置,運営

阪神・淡路大震災時に設置された様な臨時FM局を設置し、災害復興・被災者支援の専門局と して位置づけて運営する方法も考えられる。

設置にあたっては、NHK他の技術的協力、コミュニティFM局及びボランティアの企画運営協力を得るものとする。

第5 生活救援物資の供給

活動のポイント	関係機関
1 風水害等対策計画編2第2章第12節「食糧供給計画」及び同第13節「衣料・生活必需品等供給計画」、同第14節「給水計画」に掲げるポイントを準用 2 避難生活の長期化に伴う避難者の自立に配慮した供給の実施	総 福 祖 祖 部 保 健 衛 生 部 産 業 経 済 部

1 計画の方針

震災が発生した場合、避難所に収容された者等被災者に対し食糧、寝具、被服その他生活必需品、飲料水等の調達及び供給を迅速かつ円滑に実施するものとする。なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策計画編2第2章第12節「食糧供給計画」及び同第13節「衣料・生活必需品等供給計画」、同第14節「給水計画」の定めによるものとする。

2 備蓄食糧、生活必需品の供給

災害対策本部及び学校等において計画的に備蓄された食糧、生活必需品を総務部が供給するものとする。

3 救援物資の集積及び供給

被害が甚大なもので、救援物資による供給を行う場合は、次により実施するものとする。

(1) 救援物資の集積場所

番号	名称	所 在 地	電話番号
1	笠間市役所笠間支所	笠間市石井717	0296-72-1111
2	友 部 公 民 館	笠間市中央3-3-6	0296-77-7533
3	笠間市役所岩間支所	笠間市下郷5140	0299-37-6611

(2) 救援物資の供給

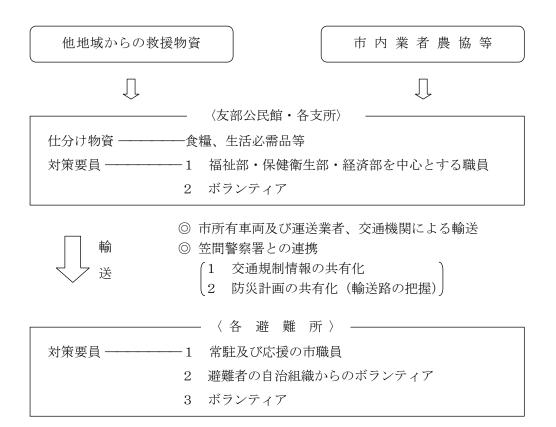
ア 救援物資の供給は、福祉部及び保健衛生部が行うものとする。ただし、物資が大量であり、 かつ迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員及びボランティアの協力を得て行うものとす る。

イ 避難所における供給計画

甚大な震災により、避難所を開設した場合の食糧及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心がけるものとする。

	食	糧	生	活必	電 品
第 一 段 階 (生命の維持)	おにぎり、パン等す	ぐに食べられるもの	毛布(季節	を考慮し	たもの)
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの(煮物 菜ジュース等	勿等)、生鮮野菜、野	下着、タオ 等	ル、洗面	而用具、生理用品 1
第 三 段 階 (自立心の誘発)	 食材の給付による過 し	 達難者自身の炊き出			湿機等の設置

震災時の食糧、生活必需品等供給の流れ



4 応急給水の実施

風水害等対策計画編2第2章第14節「給水計画」を準用する。

第6 災害時要援護者安全確保対策

活 動 の ポ イ ン ト	関係機関
災害時要援護者の実情に応じた安全確保 (1) 社会福祉施設入所者等 ①救助・避難誘導、②搬送・受入先の確保、③食糧等の調達、 ④介護職員等の確保、⑤巡回相談の実施 (2) 在宅災害時要援護者 ①安否確認、救助活動、②搬送体制の確保、③要援護者の状況調査等、 ④食糧等の確保及び配布における災害時要援護者への配慮、⑤保健・福祉巡回 サービス、⑥保健・福祉相談窓口の開設 (3) 外国人 ①避難誘導、②安否確認、救助活動、③相談窓口の開設	福 祉 部 保健衛生部

1 計画の方針

地震災害時において災害時要援護者は、的確な避難情報の把握及び地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になる等非常に危険あるいは不安な状態に置かれることになるため、災害時要援護者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

- 2 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策
 - (1) 救助及び避難誘導

施設等管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。市は、施設等管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア団体等にも協力を要請する。

(2) 搬送及び受入先の確保

施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。 市は、施設等管理者の要請に基づき、**関係機関と連携し、安全に搬送するための**救急自動車等を 確保するとともに、医療施設及び他の社会福祉施設等受入れ先を確保する。

(3) 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

施設等管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、 不足が生じた時は、市等に対し応援を要請する。市は、施設等管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(4) 介護職員等の確保

施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき他の社会福祉施設及び市等に対し応援を要請する。市は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティアへ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

市は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民、ボランティアの協力により巡回相談を行い、災害時要援護者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先 復旧に努める。

- 3 在宅災害時要援護者に対する安全確保対策
 - (1) 安否確認、救助活動

市は、民生委員、近隣住民、福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、居宅に取り残された災害時要援護者の安否確認、救助活動を実施する。

(2) 搬送体制の確保

市は、災害時要援護者の搬送手段として、近隣住民等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車を活用する。また、これらが確保できない場合、県へ輸送車両を要請し、災害時要援護者の搬送活動を行う。

(3) 要援護者の状況調査及び情報の提供

市は、民生委員、ホームヘルパー及びボランティアの協力を得て、在宅や避難所等で生活する 災害時要援護者に対するニーズ把握など状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の 情報を随時提供する。

- (4) 食糧,飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の災害時要援護者への配慮 市は,災害時要援護者に配慮した食糧,飲料水,生活必需品等を確保する。特に,福祉避難所 の食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必 要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また,配布場所や配布時間を別 に設けるなど災害時要援護者に配慮した配布を行う。
- (5) 保健・医療・福祉巡回サービス

市は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師等によりチームを編成し、住宅、避難所等で 生活する災害時要援護者に対し、巡回による介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・ 福祉サービスを実施する。

(6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じるものとする。

- 4 外国人に対する安全確保対策
 - (1) 外国人の避難誘導

市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車などを活用して外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

市は、警察、近隣住民<u>(自主防災組織)</u>、語学ボランティア等の協力を得て、<u>住民</u>登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

- (3) 情報の提供
 - ァ 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力 を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。 イ テレビ、ラジオ、インターネットによる情報の提供 市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネットを活用して外 国語による情報提供に努める。

(4) 外国人相談窓口の開設

市は、速やかに外国人の相談窓口を設置し、生活相談に応じる。また、市及び県は相談窓口のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

第7 応急教育

風水害等対策計画編2第2章第24節「文教対策計画」を準用する。

第8 帰宅困難者対策(追加)

1 計画の方針

地震発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に 行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」 という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従 業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。

<u>また,市は帰宅困難者のための避難所を定めるものとする。</u>

2 各機関の取り組み

(1) 市の取り組み

ア 普及啓発

市は,企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに,各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

イ 備蓄の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食糧、 毛布等の備蓄に努めるものとする。

ウ 情報提供

市は、交通事業等との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係 者等への情報提供に努める。

エ 交通事業者との連携体制の整備

市は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の 対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく必要がある。

(2) 企業の取り組み

ア 従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺 の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努め るものとする。

イ 備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食糧、毛布などの物資の

備蓄に努めるものとする。

ウ 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

エ 事業継続計画等への位置づけ

企業等は、BCP(事業継続計画)等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及 び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

オ 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

カ 市, 自主防災組織等との連携

企業等は、市や自主防災組織等と、大規模地震発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃 からの連携に努めるものとする。

(3) 大規模集客施設の取り組み

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、 市や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

(4) 各学校の取り組み

ア 鉄道事業者との連携

日頃から生徒の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道 事業者に提供できるよう努める。

イ 帰宅困難者への情報提供

あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。

ウ 飲料水等の備蓄

第9 義援物資対策

1 計画の方針

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受け入れ、迅速・的確に被災地へ配送し なければならない。このため、被災地が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分するこ とが必要となる。

2 義援物資の供給

(1) 情報の収集・発信

ア 市は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請 を行うとともに、県の保有する義援物資のリスト等の提供を受ける。要請を行う場合においては、 時間とともに変化する被災者のニーズを的確に把握するよう努める。

イ 市は、各避難所等のニーズ及び受入れ方針等を、市ホームページ等を通じて情報発信する。

(2) 物資の受入

市は、あらかじめ指定した物資の集積場所等を活用し、被災者が必要としている物資を受け入れる。大規模災害時に保管スペースが不足する場合に備え、事前に複数の候補施設を選定しておくよう努める。

<u>また、民間倉庫等も活用できるよう倉庫業協会等との災害時応援協定の締結など体制の整備に努</u>めるものとする。

(3) 物資の供給

風水害等対策計画編2第2章第12節「食糧供給計画」, 第13節「衣料・生活必需品等供給計画」及び第14節「給水計画」を準用する。

第6節 災害救助法の適用

風水害等対策計画編2第2章第31節「災害救助法適用計画」を準用する。

第7節 応急復旧·事後処理

第1 建築物の応急復旧

風水害等対策計画編2第2章第16節「応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画」を準用する。

第2 土木施設の応急復旧

関係機関

産業経済部 都市建設部 東日本旅客鉄道㈱

1 計画の方針

地震発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設を始め、道路、鉄道等の交通施設、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動また、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な 対応を図るものとする。

2 道路の応急復旧

(1) 応急措置

市は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、各土木事務所においてはパトロールカーにより巡視を実施する。また、市及び地域住民等からの道路情報の収集に努める。

情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧

市は自らが管理する道路で被害を受けた箇所は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業を行う。

3 鉄道施設【東日本旅客鉄道㈱】

(1) 計画の方針

東日本旅客鉄道㈱は、被害の実態を迅速に把握し、適切な初動態勢のもとに、被災列車の救援 救護を最優先に行うほか、被災施設の早期復旧に努め、輸送を確保する。

(2) 組織及び動員

東日本旅客鉄道㈱水戸支社は、防災業務実施計画の定めるところにより、水戸支社に支社対策 本部を、被災地に現地災害対策本部をそれぞれ設置し、社員を非常招集して、応急復旧活動を行 う。

(3) 情報の収集・伝達

災害が発生した場合、「防災業務実施計画」の定めるところにより、通報、連絡運輸機関との情報交換を行うほか、必要に応じ、県、消防署、警察署その他の防災関係機関に連絡する。

なお、通話不能時の連絡については、「信号・電気通信設備系統制標準」の定めるところによる。

(4) 応急措置の実施

ア 初動措置

(ア) 乗務員の措置

運転士又は車掌は、運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに 列車を停止させる。この場合、列車の停止位置が築堤、踏切、橋梁上、あるいは陸橋下のよ うな場合は、進路の安全を確認のうえ、安全と認められる場所に列車を移動させる。なお、 列車は停止させた場合は、直ちに最寄り駅の駅長への連絡、隣接線路運行列車停止の手配、 旅客の救出救護要請等定められた必要な措置を講じる。

(イ) 駅の措置

駅長は、強い地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、列車の出発を見合わせ、 速やかに輸送指令に報告する。通過すべき列車についても臨時に停止させる。

(ウ) 運転規制

輸送指令は、強い地震を感知した場合は、観測した震度により必要な運転規制を行うため、次のような取扱いをする。

震度が5以上の場合	該当する区間の全列車の運転を中止する。その後の運転については、 線路の保守担当区所長(電化区間では電力区長を含む。以下同じ。)か らの報告に基づいて、逐次運転規制を解除する。
震度が4の場合	該当する区間の全列車に対し、貨物列車以外の列車には35km/h以下、貨物列車には25km/h以下の速度で運転することを指示し、その後保守担当区所長からの報告に基づいて、逐次運転規制を解除する。

(エ) 線路等の点検

保線区長は、輸送指令又は駅長より震度4以上を観測した旨の通報を受けた場合は、次に 定める取扱いを行う。

震度が5以上の場合	路盤及び線路建造物等の異状の有無を全線にわたり、徒歩巡検により 点検確認する。
震度が4の場合	要注意建造物及び要注意箇所又は線路に接近して工事施工中の仮設 物根掘箇所等は、徒歩又は列車巡検等により異常の有無を点検確認す る。

イ 旅客の救出救護

旅客の救出救護のための、勤務箇所長の事前措置、救護の非常召集及び連絡班、救護班の設置及び編成、救護班等の出動区分、事故現場の通報及び設置等については、「防災業務実施計画」による。

ウ 災害時の輸送

(ア) 旅客

事故等により線路が不通となった場合は、その状況を的確に把握し、必要と認められると きは、う回輸送、代行輸送、その他適切な措置を講じる。

(4) 災害対策用物資

生活必需品、復旧材料、被災者用物資等の災害対策用物資については優先輸送する。なお、 一般物資については、情勢に応じ運送の制限等の措置を講じる。

(ウ) 被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免

(3) 広報活動の実施

災害情報、応急対策の実施状況及び復旧の見通し等の広報については、現地災害対策本部が迅速的確に行う。

4 その他の土木施設の応急復旧

(1) 河川、砂防及び治山施設の応急復旧

地震により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には施設の応急復旧に 努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

ア 河川施設

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

イ 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

ウ治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

(2) 農地・農業用施設の応急復旧

地震により<u>農地・</u>農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

ア 点検

<u>農地</u>, 農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については受益土 地改良区が点検を行う。農道については、市において通行の危険等の確認、点検を行う。

イ 用水の確保

土地改良区は、農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等 に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

ウ 排水の確保

土地改良区は、排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水 を行う。

エ 農道の交通確保

市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

第3 ライフライン施設の応急復旧

関係機関

東京電力㈱下館支社 東日本電信電話㈱茨城支店 ㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ KDDI㈱ 東京ガス㈱

1 計画の方針

ライフライン施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時における被災者の 生活確保などの応急対策活動においても重要な役割を果たすものである。

これらの施設が震災により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、関係機関及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

2 電力施設の応急復旧【東京電力㈱】

<u>(1)</u> 応急復旧の実施

ア通報、連絡

通報、連絡は、「通信連絡施設および設備」に示す施設、設備および加入電話等を利用して 行うこととする。

イ 災害時における情報の収集、連絡

(ア) 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、支店長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級本(支)部に報告する。

. (2-7)	HPICTIC D DO	
一般情報	(ア) 気象、地象情報 (イ) 一般被害情報 一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報 (ウ) 対外対応状況(地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への応対状況) (エ) その他災害に関する情報(交通状況等)	
当社被害情報	- 1 (リ) 復旧機材、心接隊、及種寺に関りる事場	

(イ) 情報の集約

上級本(支)部は、下級本(支)部からの被害情報等の報告および独自に地方公共団体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努め、関係機関に報告する。

(ウ) 通話制限

- ・災害時の保安通信を確保するため、本(支)部長は、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。
- ・非常体制の発令前であっても、保安通信を確保するうえで必要と認めたときは、支店および第一線機関等にあってはその長の判断により通話制限その他必要な措置を講じる。

ウ 災害時における広報

(ア) 広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、 電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また,災害による断線,電柱の倒壊,折損等による公衆感電事故や<u>電気</u>火災を未然に防止するため,一般公衆に対し**次の事項を中心に**広報活動を行う。

- ・無断昇柱、無断工事はしないこと。
- ・電柱の倒壊・折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。
- 断線,垂下している電線には絶対に触らないこと。
- ・浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- <u>・屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。</u>
- その他事故防止のため留意すべき事項。

(イ) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により 直接当該地域へ周知する。

エ 対策要員の確保

(ア) 対策要員の確保

- ・夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、 地象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。
- ・非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本(支)部に出動する。
- ・交通途絶等により所属する本(支)部に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本(支)部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(イ) 対策要員の広域運営

復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

オ 災害時における復旧資材の確保

(ア) 調達

本(支)部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達が必要となる資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- 現地調達
- ・本(支)部相互の流用

(イ) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇等により行う。

(ウ) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と 思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

カ 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時において原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、本(支)部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

キ 災害時における基本方針

(ア) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

(4) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

· 子唇: 1. / 进	ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅
送電設備	速に行う。
変電設備	機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応
多电 议师	急措置で対処する。
配電設備	非常災害仮復旧標準工法により迅速、適切な復旧を行う。
涵/ 計/供	可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用による通信を確保
通信設備	する。

ク 復旧計画

(ア) 本(支) 部は、各設備ごとに被害状況を把握し、次に揚げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本(支)部に速やかに報告する。

・復旧応援要員の必要の有無	・復旧作業の日程
・復旧要員の配置状況	・仮復旧の完了見込
・復旧資材の調達	・宿泊施設、食糧等の手配
・電力系統の復旧方法	・その他必要な対策

(4) 上級本(支) 部は、前項の報告に基づき下級本(支) 部に対し、復旧対策について必要な 指示を行う。

ケ 復旧順位

復旧計画の策定および実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復日効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復 旧 順 位
	① 全回線送電不能の主要線路
送電設備	② 全回線送電不能のその他の線路
	③ 一部回線送電不能の重要線路
	④ 一部回線送電不能のその他の線路
	① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
変電設備	② 都心部に送配電する送電系統の中間変電所
変 电 畝 畑	③ 重要施設に配電する配電用変電所(この場合重要施設とは、配電設備に記
	載されている施設をいう。)
	①病院,交通,通信,報道機関,水道,ガス,官公庁等の公共機関,避難場所,
配電設備	その他重要設備への供給回線
	①給電指令回線(制御・監視および保護回線)
通信設備	②災害復旧に使用する保安回線
	③その他保安回線

3 電話施設の応急復旧

【東日本電信電話㈱】

(1) 電話停止時の代替措置

ア 臨時回線の設置

部内打合せ線、政府機関、地方行政機関及び情報連絡、救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため設置する。

イ 臨時電話・電報受付所の設置

当該地域を受け持つNTT**東日本**の窓口、避難所、救護所等に臨時電報、電話受付所を設置する。

ウ 非常用公衆電話の設置

孤立化する地域をなくすため、避難所及び地域の主要場所に非常公衆電話を設置する。

エ 通信の利用制限

震災等により、通信の疎通が著しく困難となった場合は、電気通信事業法(昭和59年法律第 86号)の規定に基づき規制措置を行い、利用制限を行う。

オ 電話の輻そう対策

大規模災害における電話の輻そうに対応するため、地域住民の安否の登録、取り出しを可能 とする。災害用伝言ダイヤル"171"を提供する。

(2) 応急復旧の実施

ア 災害対策本部の設置

地震による災害が発生した場合は、茨城支店災害対策実施要項に定めるところによりそれぞ れ災害対策本部を設置する。

イ 動員

(ア) 部内復旧要員の確保

- ・茨城支店の社員を派遣し復旧に当てる。
- ・前記の措置によっても復旧要員が不足する場合は、他支店、さらに本社から社員の派遣 を受ける。

(4) 部外復旧要員

被害が甚大で、東日本電信電話㈱茨城支店の社員のみで復旧が困難な場合は通信建設会社 等に応援を要請する。

ウ 情報の収集・伝達

災害に関する情報を収集し本社に伝達する。なお、県及び関係機関等とも連絡を密にし、復 旧作業の円滑かつ効率的な実施を図る。

エ 復旧工事の順位

[電気通信サービスの復旧順位]

順位		復 旧 回 線
第	電話サービス	・重要通信を確保する機関(第1順位)の加入電話回線各1回線以上 ・局前(無人局を含む。)に公衆電話1個以上 ・基幹回線の10%以上
1	w A 三 , ジ b 1.	・重要通信を確保する機関(第1順位)の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線について
順	総合ディジタル 通信サービス	は各事業所毎に1契約回線以上
位		・ZC以下の期間回線の10%以上
	電報サービス	· 電報中継回線1回線以上

	専用	専用サービス	・重要通信を確保する機関(第1順位)の専用回線各1回線以上 ・テレビジョン放送中継回線1回線(片方向)以上
	サー	国際通信事業者回線	・対地別専用線の10%以上
	ビス	国内通信事業者回線	・対地別専用線の10%以上
	等	社 内 専 用 線	・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
	パク	アット交換サービス	・重要通信を確保する機関(第1順位)の当該回線各1回線以上 ・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
第	電	話 サ ー ビ ス	・重要通信を確保する機関(第2順位)の加入電話回線各1回線以上 ・人口1千人当たり公衆電話1個以上
2	総 合 デ ィ ジ タ ル 通 信 サ ー ビ ス		・重要通信を確保する機関(第1順位)の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所毎に1契約回線以上
順	専	用線サービス等	・重要通信を確保する機関(第2順位)の専用回線各1回線以上
位		、電信サービス回線・ アット交換サービス	・重要通信を確保する機関(第2順位)の当該回線各1回線以上 ・第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
第3順位	・第1順位、第2順位に該当しないもの		

「契約約款に基づき重要通信を確保する機関」

第 1 順 位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に関係のある機関
第 2 順 位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、 新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第 3 順 位	第1順位、第2順位に該当しないもの

才 復旧工事

復旧工事は、前記の復旧順位に基づき、次の方法により順次仮復旧する。なお、復旧活動の 進展に伴い、本復旧を実施する。

- (ア) 可搬無線機及び移動無線車等の災害対策機器による通信の確保
- (イ) 孤立防止用移動無線回線の運用
- (ウ) 臨時回線の設置
- (エ) 回線の分断若しくは延長又は中継順路の変更
- (オ) 臨時公衆電話の設置
- (カ) その他

カ 機器・資材の確保

茨城支店が保有する災害対策機器等を運用するが、不足する機器・資材等については、他支 店の支援で対応する。

【㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ】

- (1) 災害が発生した場合には地方自治体の要請により避難所、現地災害対策本部機関等へ携帯電話の貸出しに務める。
- (2) 応急復旧の実施

ア 災害対策本部の設置

震災等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し当該設備及び回線の復旧に関し 応急の措置を行う。

【KDDI㈱】

震災等による災害が発生した場合には、迅速な復旧等のため、可及的速やかに対策本部を設置して対応にあたる。

4 上水道施設の応急復旧

【水道事業者等】

(1) 上水道停止時の代替措置

本章第5節第5「生活救援物資の供給」<u>及び風水害等対策計画編2「風水害対策対策計画」第</u> 2章第14節「給水計画」参照

- (2) 応急復旧の実施
 - ア 作業体制の確保

<u>災害時は直ちに災害対策本部、現地災害対策本部を設置するとともに、関係機関との連携に</u> より、速やかな応急復旧を図るための体制を確保する。 また、広域的な範囲で被害が発生し、 当該水道事業者等のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

イ 応急復旧作業の実施

市は水道事業者として、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。

- · 施設復旧の完了の目標を明らかにすること。
- ・ <u>施</u>設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹 施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。
- ・ <u>施</u>設復旧にあたる班編成(人員・資機材)の方針を明らかにすること。その際,被災して集合できない職員があることを想定すること。
- ・ 被災状況の調査、把握方法を明らかにすること。
- ・ 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。
- ・ 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、 応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。
- (ア) 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上または浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

(イ) 水源施設破壊の場合

水道用水供給事業者(県企業局)の 取水施設が破壊され復旧困難な場合は、河川水路の最 寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

(ウ) 水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するととも

に、特に浸水地区等で悪水が流入する恐れがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住 民に周知する。

ウ 災害復旧資機材の確保

水道事業者等は、削岩機、堀削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を 要請する。

(7) 資材

<u>応急復旧用の資材は水道用水供給事業者の備蓄品を利用するが、不足がある場合はメーカ</u> 一や各工事会社等の貯蔵品で対応する。

(イ) 車両, その他機材

緊急工事の協定業者から動員する。

エ 市民への広報

水道事業者等は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

- 5 下水道施設の応急復旧
 - (1) 下水道停止時の代替措置
 - ア 緊急汲取りの実施

市は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

イ 仮設トイレの設置

市は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。

- (2) 応急復旧の実施
 - ア 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

イ 応急復旧作業の実施

市は、次の通り応急復旧作業を実施する。

(ア) 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

(イ) ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止 による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やか な対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒液に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

ウ 市民への広報

市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、市民への広報を実施する。

第4 清掃・防疫・障害物の除去

風水害等対策計画編2第2章第18節「防疫計画」及び同第19節「清掃計画」、同第21節「障害物の除去計画」を準用する。

第5 行方不明者等の捜索

風水害等対策計画編2第2章第20節「死体の捜索及び処理埋葬計画」を準用する。